

監査結果公表第17-11号

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成17年6月27日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	三 宅 博
同	田 中 久 夫

記

1 措置の通知

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知

第4回工事監査

5次第27号配水管整備工事（水道局）

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 0729 - 24 - 3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八水第 330 号

平成 17 年 6 月 20 日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫 様
同	北 山 諒 一 様
同	三 宅 博 様
同	田 中 久 夫 様

八尾市水道事業管理者 原 正憲

監査の結果に対する措置報告について

平成 17 年 2 月 25 日付け監査報告第 16-10 号の随時監査（工事監査）の結果に基づく措置を別紙のとおり講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により報告いたします。

(別紙)

随時監査(工事監査)の結果に対する措置の内容

水道局 建設課 5次第27号配水管整備工事

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>(1)積算内容について 仮設配管の材料について、当初設計ではビニールライニング鋼管となっており、一部は使用しているが、ポリエチレン管に変更されている区間もあった。この新材料であるポリエチレン管の費用について今後は調査し、積算上での比較を行っておくことが望まれる。</p> <p>また、本工事では不断水の切換形分岐工法でCOバルブが採用されていたが、一般的な旧来の工法(不断水工法とバルブ設置による2段階施工)との相違について工事費の比較を行っておきたい。</p>	<p>措置状況 1.措置済(平成17年3月24日) 当初設計材料(ビニールライニング鋼管)と変更材料(ポリエチレン管)の単価比較を実施しました。</p>
	<p>措置状況 1.措置済(平成17年3月25日) 当初設計工法(COバルブ)と旧来工法(不断水工法+バルブ設置)の工事費の比較を実施しました。</p>
<p>(2)請負契約に関する書類について 平成14年4月1日に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法」が施行されており契約書第6条のただし書き部分は削除されたい。</p> <p>また、同法により監理技術者の役割が重視されていることから、所定の下請負金額以下であっても監理技術者届けや、施工体系図及び施工体制台帳が提出されていることが多い。今後とも監理技術者の取扱いについて検討を行っておくことが望まれる。なお、本工事では下請負金額が3,000万円未満のため、本証の添付は必要がないと思われる。</p>	<p>措置状況 1.措置済(平成16年12月1日) 平成16年12月1日付で、契約書第6条のただし書き部分は削除しました。</p>
	<p>措置状況 3.検討中 現状では、水道局工事請負約款第10条に明記しているとおり、下請負金額が3,000万円未満の場合、監理技術者届の提出については必要がないものと考えております。今後は、指摘のとおり、監理技術者届等の提出を含め、取り扱いについて検討していきます。</p>

<p>(3) 施工計画書について 撤去管の搬入場所について明示しておく必要があると思われる。これは施工計画書ではなく打合せ協議・結果として文章化しておくことでもよいが、何らかの明示を行っておくことが望まれる。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定 従前より、水道工事に係わる撤去管の搬入場所については、上尾町9丁目地先の環境部が管理する処分地内としており、施工前協議及び打合せ時において口頭で指示しています。今後は、撤去管の搬入場所について、請負業者に対して、施工前における協議及び打合せの際に当局より指示し、文章として明示した文書を提出させる等速やかに実施します。</p>
<p>(4) 使用材料確認及び試験・検査等に関する書類について 仮設配管材料のポリエチレン管（PE）の材料確認書が提出されていたが、パンフレットに記載されている材料のうち対象となる材料を明示しておくと同時に、管材の規格（JIS基準など）について調査しておくことが必要であると思われる。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成16年11月24日） 仮設工で使用したポリエチレン管の材料確認書への明示を実施しました。また、当該工事期間内において、管材の規格について、JIS規格であることを確認しました。</p>
<p>(5) 工事写真について 写真帳には施工箇所がわかる位置図を添付しておくよう留意されたい。 また、水圧試験を実施した水圧計の写真があったが、ゲージが不明瞭であったので接写にてゲージが確認できる写真を撮影されたい。 また、アスファルト舗装の施工ではアスファルト合材の敷設時温度を測定した写真を撮影しておくことが望まれる。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成17年3月25日） 当該工事写真に添付する位置図については、添付箇所を増やす等して、施工箇所が判るようにしました。</p> <p>措置状況 2. 措置予定 工事写真に添付する位置図については、添付箇所を増やす等して施工箇所がより良く判るように努めます。 また、水圧試験における水圧ゲージの接写については、請負業者への指示を徹底します。 さらに、アスファルト合材の敷設時温度の測定写真については、撮影していくこととします。</p>
<p>(6) 現場施工状況について 舗装仮復旧でアスファルト舗装が沈下しているところが見られたが、さらに沈下が生じることになればアスファルトによるオーバーレイを早期に実施し段差により支障が生じないよう留意されたい。 既設管の埋設位置が現地調査により、新設する水道管とは隔たれた位置になるところが生じている。断面図作成と共に、適正な数量による精算を行われたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成17年3月9日） 舗装仮復旧の部分的な沈下箇所は、速やかに修復しました。また、舗装本復旧工事（3月9日から3月13日まで）を着手するまでの期間、舗装面の維持管理に努めました。</p> <p>措置状況 1. 措置済（平成17年2月4日） 適正な数量による精算を行いました。</p>

<p>(7)舗装工事について 本復旧となる舗装工事については今年度に予定されているが、でき得る限り早期に着工することが強く望まれる。</p>	<p>措置状況 1.措置済(平成17年3月13日) 舗装本復旧工事は平成17年3月9日に着手し、3月13日に完了しました。</p>
<p>(8)安全管理状況等について 工事は夜間に道路占用を行って施工されているが、交通整理員の適切な配置と車輛の誘導を行っておくと共に、必要な安全設備と照明について点検を行っておくことが必要である。 また、年末の交通規制期間(12/25~1/4)における対応について、よく交通安全対策の状況に留意されたい。</p>	<p>措置状況 1.措置済(平成17年3月13日) 工事路線の一部は、当地区の主要幹線道路であり、また交通量も多いことから、歩行者や通行車輛の安全を確保するため、交通整理員の適切な配置と誘導及び道路許可条件に応じた保安設備の設置に努めました。 また、年末年始の現場作業休工期間中は、請負業者が現場パトロールを実施しました。</p>
<p>(9)その他 レーンマーク、横断歩道等についての標示を早期に従前の状態に復元しておくことが望まれる。</p>	<p>措置状況 1.措置済(平成17年3月13日) 道路面の各種標示は、管工事施行中はカラスプレー等を使った仮の状態に維持管理しましたが、舗装本復旧工事完了日に従前の状態に復元しました。</p>